

# 令和元年台風第19号災害義援金募集要綱（第2版）

社会福祉法人岩手県共同募金会

## 1 趣旨

令和元年10月12日太平洋沿岸部に上陸した台風19号により、岩手県内では、死傷者等の人的被害、家屋の流失、床上浸水・床下浸水等の被害が発生、6市5町3村で災害救助法が適用されました。岩手県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を行います。

## 2 義援金の名称

令和元年台風第19号災害義援金

## 3 募集期間

令和元年10月18日（金）から令和2年3月31日（火）まで

## 4 送金指定口座

金融機関名	店名	口座番号	口座名義
岩手銀行	本店	普通預金 2292155	社会福祉法人岩手県共同募金会 令和元年台風第19号災害義援金 会長 長山 洋

※ 全国銀行協会加盟銀行からの送金手数料は無料扱いになる場合があります（ATMを除く）。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

## 5 現金書留による義援金の送付

〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3 社会福祉法人岩手県共同募金会

※ 現金書留用封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除されます。

## 6 義援金の税制上の取扱い

この義援金は税制優遇措置の適用対象となります。確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領書等に本募集要綱を添えてご提出ください。

## 7 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、岩手県、日本赤十字社岩手県支部、本会等で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

## 8 その他

(1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、令和元年10月17日から施行します。

令和元年11月8日改正（第2版）

問合せ先

社会福祉法人岩手県共同募金会

〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8-1-3

TEL：019-637-8889 FAX：019-637-9712